

箕面市新子どもプラン

(箕面市次世代育成支援対策行動計画)

ダイジェスト版

箕 面 市
箕面市教育委員会

< はじめに >

今、我が国では、都市化、情報化の進展や、少子化、核家族化の進行などによって、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。特に少子化による影響が懸念されており、本市においても出生率が低下する傾向にあります。この状況を踏まえ、よりよい子育ての環境を整備することで、子どもを産み育てやすい条件を整えていく必要があると考えております。

そのためには、保育所の待機児の問題、児童虐待の問題、子どもの安全確保の問題などの課題を解決していくとともに、子どもたちが地域コミュニティの中で多くの大人から温かく大切に見守られながら、元気に走り回るかつての姿を取り戻すことが求められています。

本市では、平成11年に「箕面市子ども条例」を制定し、市民と市が協働して、子どもが輝き、幸福に暮らせるまちづくりをめざすことを明らかにしました。そして、この条例の理念を具現化すべく、子どもの生活実態調査を行うなど、数多くの市民の参加を得て、平成13年に「箕面市子どもプラン」を策定し、教育と福祉の枠を超えた総合的な子ども施策を推進してきたところです。

平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、市町村においても行動計画の策定が義務づけられたことに伴い、このたび、数値目標をもった行動計画としての「箕面市新子どもプラン」にリニューアルいたしました。

このプランを効果的なものとするため、新たに「子ども部」を設置して、これまで市長部局と教育委員会に分かれていた子ども施策を一元化し、これまで以上に総合的に子ども施策を推進しようと考えております。

このプランの策定にあたりまして、箕面市保健医療福祉総合審議会での議論をはじめ、数多くの市民、関係機関に貴重なご意見をいただきました。衷心から厚くお礼申し上げます。今後とも、子ども一人ひとりが大切にされ、子どもがいきいきと成長できるまちづくりを市民、関係機関、行政が力を合わせてより一層推進していきたいと存じますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成17年3月

箕面市長 藤 沢 純 一

< 目 次 >

箕面市新子どもプランの基本理念	P.2
箕面市新子どもプランの位置付け	P.2
背景と課題	P.3
箕面市新子どもプランの体系	P.5
母子自立支援計画	P.7
推進体制	P.7

箕面市新子どもプランの基本理念

箕面市の子どもたちが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として明るく健やかに成長することを願い、次の基本理念に基づいてプランを策定しています。

(1) 子どもが明るくのびのび育つまちづくり

子どもが、国籍、出生、性別、障害の有無などによって差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性とその能力がいかされ、個人が大切にされるまちづくりをめざします。

(2) 子どもが輝くまちづくり

子どもは、人と人とのふれあいをとおし切磋琢磨しながら、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性が養われ、主体的に判断し、行動し、自らを律しつつその義務を果たし、たくましく生きることができるよう育っていきます。

子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重し、子どもが輝くまちづくりをめざします。

(3) 大人と子どもの協働によるまちづくり

大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚しながら、子どもの意見表明の機会を確保し、互いに教えあい学び合い、共に育つまちづくりをめざします。

(4) 安心して子育てができるまちづくり

子どもが心豊かに健やかに育つために、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅その他の幅広い分野において、保育所・幼稚園・学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たし、強く連携しながら、安心して子育てができるまちづくりをめざします。

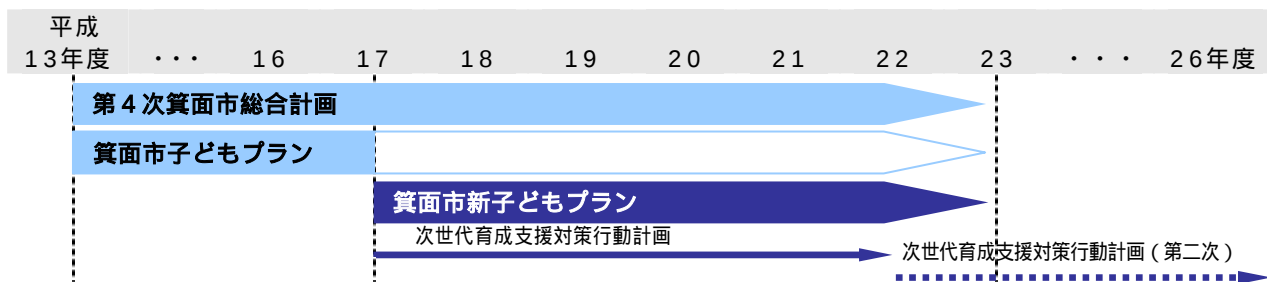


箕面市新子どもプランの位置付け

(1) プランの位置付け

平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村行動計画の策定が義務づけられましたので、平成13年策定の「箕面市子どもプラン」をリニューアルし、「箕面市新子どもプラン」＝「箕面市次世代育成支援対策行動計画」として位置づけます。

(2) プランの期間



(3) プランの策定

箕面市保健医療福祉総合審議会児童福祉部会において市民代表の参加をいただきながら、議論を行い、審議会答申を尊重してプランの策定を行いました。また、ワークショップ、パブリックコメントも実施いたしました。

背景と課題

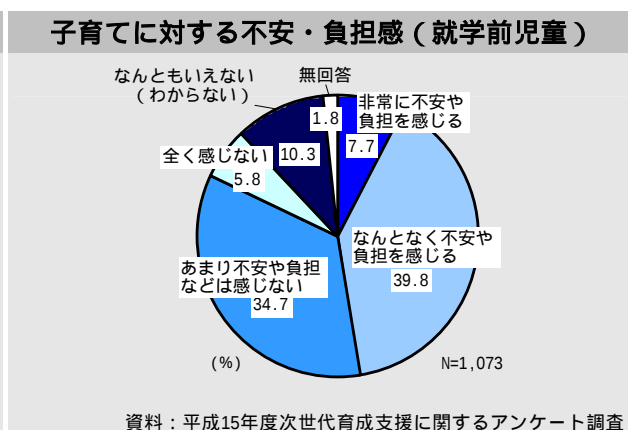
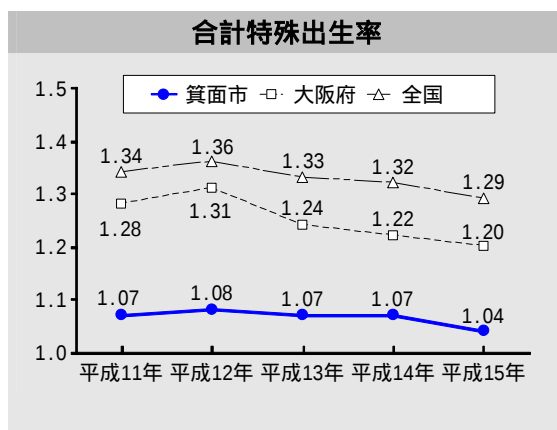
箕面市の子どもを取り巻く状況を背景に、次の課題の解決に取り組むことを重点項目といたします。

(1) 少子化への対応

少子化傾向がさらに強まる社会にあって、子育てを家庭の問題としてだけでなく、社会全体の課題としてとらえ、男女の役割の見直し、仕事と家庭の両立支援など、子育てに夢をもつことができる社会づくりに向けて、積極的に取り組みます。

自分の子どもを持つ前に乳幼児と接した経験が少なく、実際に親になってから育児不安・悩みを抱える保護者がいる中で、家族が孤立化しないための支援に積極的に取り組みます。また、子どもや子育ての相談窓口や交流の場に関する情報提供に積極的に取り組みます。

- * 保育サービスの拡充
- * 子育てに関する情報交換・相談のできる場の整備
- * 子育て支援センター・子育てサロン等の充実と子育てサークル活動への支援

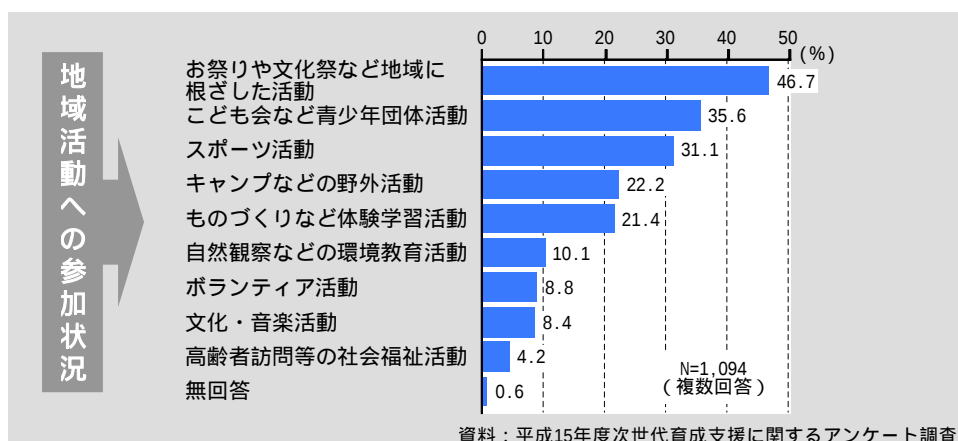


(2) 教育コミュニティの形成

子どもたちに生きる力と豊かな心を育むとともに、子どもを安心・安全に育てるためには、学校等・家庭・地域が協働して教育や子育ての課題に取り組む必要があります。

これまでも子どもを中心とした地域での交流等が進んできましたが、今後もこれらの成果を踏まえ、引き続き、乳幼児から青少年までの子どもが輝く地域教育コミュニティの活性化に取り組んでいきます。

- * 地域教育コミュニティの活性化・充実

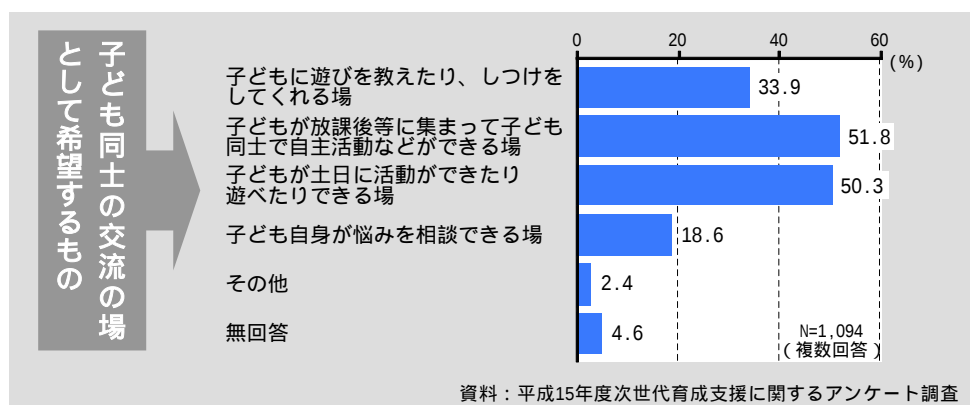


(3) 大人と子どもの協働の場づくり

「箕面市子どもの生活実態調査」(平成12年9月)から、子どもたちの中でも居場所に対し、さまざまな考えがあることが明らかになってきたことを踏まえ、あらためて、子どもの視点から居場所の確保に取り組みます。

公共施設の一部が子どもに開放され、自主的な取り組みが進められていること、地域の大人と子どもが公園や緑地の整備に関わり始めていることを踏まえ、大人と子どもが共に育つまちづくりに取り組みます。

- * 子どもの居場所の確保
- * 子どもの意見を聴く場の整備
- * 子どもの意見が各種施策や地域事業に反映する取り組みの推進



(4) 子どもの安全・安心の推進

平成12年に児童虐待の防止等に係る法律が施行されてから、通告義務が周知され、さまざまな児童虐待ケースが報告されてきました。取り組みの促進により、これまで明らかにされなかった事象が表面化してきた面もありますが、一方で、子どもが適切に養育をされていない実態は継続しています。これからも、市民と行政のネットワークをつくりながら、虐待の予防、早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

近年、子どもたちの安全を脅かす事件や事故が続きます。子どもたちを守るためには、学校等、地域、家庭、警察などとの連携・協力が不可欠です。特に学校等においては、防犯設備の整備や安全管理に努め、地域とのつながりを生かして安全対策を進めます。また、不審者情報を共有するなど小学校区を拠点とした地域防犯を進めていきます。

- * 児童虐待防止ネットワークの充実
- * 地域との連携による安全の確保
- * 学校等の安全管理体制の充実
- * 不審者等に関する情報提供の推進

【児童虐待通告件数】

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
通告件数	11件	14件	15件	10件

【箕面市児童虐待防止ネットワークの組織】

平成16年度現在

	構 成 機 関
代表者会議	大阪府池田子ども家庭センター、大阪府池田保健所、大阪府教育委員会、箕面市教育委員会、弁護士、箕面医師会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、箕面市立病院、箕面市消防署、箕面市福祉事務所他
調整会議	大阪府池田子ども家庭センター、大阪府池田保健所、箕面市教育委員会、健康増進課、児童福祉課
個別事例検討会	調整会議の構成機関、その他関係機関

箕面市新子どもプランの体系

(1) 家庭における子育ての見直しと地域における子育て環境の整備

家庭での教育が子どもの成長に大切な役割を果たします。保護者は、子どもを受け止める暖かさと社会のルールを教える規範性の両面を持つことが必要です。家庭教育の大切さを再認識する取り組みを進めます。

また、育児に不安を抱える保護者に対し地域での支援体制・相談機能を強化するなど、子育て環境を整えていきます。

家庭・地域における子育て・親育ちへの支援
ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり
子どもの健康づくり
障害のある子どもの支援
情報、相談体制の整備
教育コミュニティの形成
人権文化の推進

《目標指標》

- 子育て支援センター
1 箇所 → 3 箇所
- 子育てサロン開催回数
51 回 → 120 回
- 食に関する健康教室、健康相談の参加者数
3,829 人 → 5,000 人
- 地域での健康相談者数
2,227 人 → 5,000 人
- 未就学児の虫歯罹患率
25% → 20%

(2) 保育サービスの量的・質的充実

子育ての社会的な意味を認識し、社会全体で負担を軽減することで、子どもを生むことを抑制している要因を軽くしていくことが求められます。保育所や幼稚園をはじめとするさまざまな保育サービスを量・質ともに充実させ、仕事と家庭の両立ができるようにしていきます。また、地域での子育て支援を行い、安心して子育てできる環境を整えます。

就学前保育・教育の充実
多様な保育ニーズへの対応

《目標指標》

- 保育所の待機児童数
42 人 → 0 人
- 通常保育事業（認可定員）
1,205 人 → 1,285 人
- 学童保育の待機児童数
0 人 → 0 人
- 一時保育事業（箇所数）
2 箇所 → 3 箇所
- 延長保育事業（午後7時30分まで）
1 箇所 → 3 箇所
- 休日保育事業
0 箇所 → 1 箇所

(3) 子育て世代に対する労働環境の整備

保護者の労働環境が厳しいことが、子育てがしにくくなる一因になっています。男女がともに働くことについての啓発、子育て中の労働時間短縮、育児休業制度の整備など子育てと仕事を両立できる環境を整えていくための活動を行っていきます。

男女協働参画への取り組み
子育てと仕事の両立支援

《目標指標》

- 男女協働参画をテーマとする講座等の参加者数
168 人 → 300 人

(4) 子どもの遊び場づくり

子どもは、さまざまな遊びを通して自然とのかかわりや人間関係など大切なことを学んでいきます。しかし、都市化など環境の変化や情報化の進展により、そういった子どもの遊び場や機会が減ってきています。子どもの自主性や感性を育むために、学校施設等を利用して自由に遊べる場を確保していきます。

子どもの居場所、活動拠点の整備・充実
子どもの自由な遊び場づくり

《目標指標》

- 自由な遊び場開放事業の利用者数（一日平均利用者数）
66.3 人 → 70 人

(5) 子どもの文化的・社会的活動の支援

子どもたちのさまざまな可能性を導き、健やかな成長を育むため、多様な自然体験・社会体験を可能にする生活環境の形成を進めていきます。

子どもたちが自主的に活動できる場の確保や機会の提供を図っていきます。

子どもの伸びやかな成長を願う市民団体の活動を支援し、子どもを対象とした各種イベントを地域の特性に合わせて展開していきます。

子どもの自然体験、文化・スポーツ活動の促進

子どもの社会体験・活動の促進

子どもの社会参加の促進

青少年団体、青少年関係団体の活動支援

子どもの読書活動の推進

(6) 教育内容の充実と開かれた学校づくり

子どもたちに基礎的な学習内容が定着するよう、取り組みます。また、国際化、情報化社会に対応し、総合学習などを通して、子どもたちが主体的に学習活動を行えるように取り組み、子どもの意欲を重視した豊かな人間性と創造力を育む教育の充実を図ります。

子どもたちが安全に学校生活が送れるよう、安全管理の充実を図っていきます。

教育センターを中心に教育に関する研究を進め、情報発信に努めるなど、各学校の教育活動を支援します。学校内におけるトラブルを速やかに調整し、解決を図る第三者機関（教育問題調整委員会）や学校協議会などを活用し、より開かれた学校づくりを進め、家庭や地域との連携による教育環境を整えていきます。

学校教育の活性化

地域に開かれた学校づくり

心の教育の充実

人権教育の推進

次代の親の育成

(7) 健全育成と自立支援

子どもたちが自己の個性を理解し、主体的に自らの進路を切り拓く力を育てる教育を推進します。また、就労が困難な若者や失敗や挫折などを体験した子どもたちに対しては、進路相談、就労のための情報提供など、自立に向けての支援を行います。

子どもたちが伸びやかに育つ環境づくりや問題行動への適切な予防対策には、家庭や学校、地域での取り組みが必要なことから、その連携体制を強化していきます。

自立への支援

問題行動の予防と早期発見・対応

非行防止に向けた市民活動の推進

(8) 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

地域での子育て支援や学習活動は、高齢者と子どもたちとの世代を越えた交流を促します。子どもたちにとっては、日常からいろいろな世代の人と接することで自然に社会性を身につけ、高齢者の持つ豊かな知識や技術にふれることで、人生やものの大切さ、伝承文化などを学ぶ機会となります。

また、市民の多様な層からなる地域活動においても多世代交流を推進し、豊かな人間関係を形成します。

地域における生涯学習・交流の促進

地域福祉活動における多世代交流の促進

《目標指標》

- 子どもが参加できる場や機会の数
118 回 → 130 回
- 教学の森青少年野外活動センターの子どもの利用者数
9,356 人 → 9,636 人
- ジュニア向けスポーツ事業の参加者数
1,187 人 → 2,120 人
- みのおかんきょう探偵団の子どもの登録者数
81 人 → 150 人
- 図書館の子どもの登録率(子どもの人口に対する登録率)
34.3% → 37.0%

《目標指標》

- コンピュータを利用して指導できる教員の割合
74.3% → 84%
- 習熟度別少人数指導実施率
34% → 75%
- 総合的な学習の時間における学校と地域との協働授業率
63.5% → 80%
- 不登校児童数(小学校)
(1,000人あたり)
3.56 人 → 3 人未満
- 不登校生徒数(中学校)
(1,000人あたり)
31.2 人 → 25 人未満

《目標指標》

- こども 110 番ステッカー設置協力数
560 件 → 620 件

母子自立支援計画

この新子どもプランは、母子及び寡婦福祉法に基づく母子自立支援計画としての位置づけも併せもちます。

児童扶養手当（母子家庭を対象とした手当）の受給者は、ここ数年、増加傾向にあります。一方、児童扶養手当法の改正により、継続して5年以上手当を受給すると、減額されることとなりました。

今後、母子家庭の自立に向け、就労支援を行うとともに保育所入所枠の拡大や休日保育の実施といった保育サービスの充実、相談業務の継続などにより、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを行っていきます。



推進体制

「地域の子どもは地域で育つ」の精神に立ち、地域の住民が信頼感や連帯感を基盤にしながら、問題解決に向かうことが大切です。

そのために、「大人と子ども」「市民と市」「個人と団体」が協力して、特徴を活かしながら活動を展開していく必要があります。

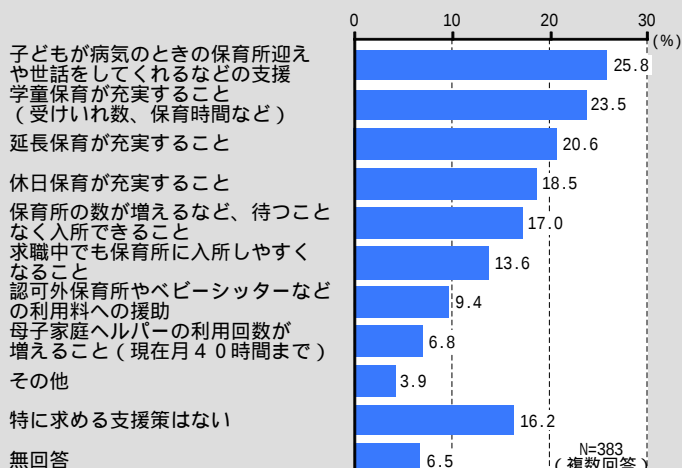
新子どもプランを総合的に推進するために、全庁的な組織をつくるとともに、子ども施策推進本部を継続し、横断的な連携を行っていきます。

プランの進行管理にあたっては、市民及び学識経験者の参加を得ながら、行っていきます。

【児童扶養手当受給件数の推移】

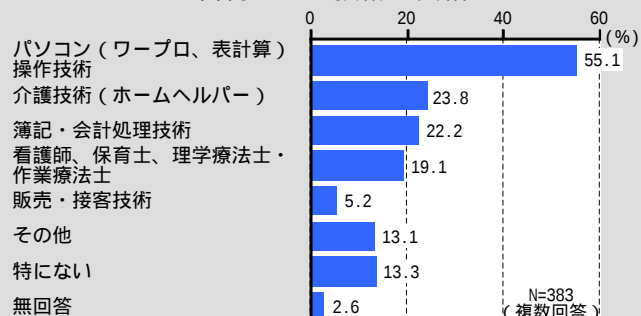
	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
受給件数	622件	673件	713件	767件	818件

【子育てに対し希望する支援策】



資料：平成15年度次世代育成支援に関するアンケート調査（児童扶養手当受給対象）

【習得したい技術・資格】



資料：平成15年度次世代育成支援に関するアンケート調査（児童扶養手当受給対象）

箕面市新子どもプラン（箕面市次世代育成支援対策行動計画）

平成17年3月

箕面市

箕面市教育委員会

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1

電話 072-723-2121（代表）

FAX 072-721-9907

印刷物番号

16 - 41